

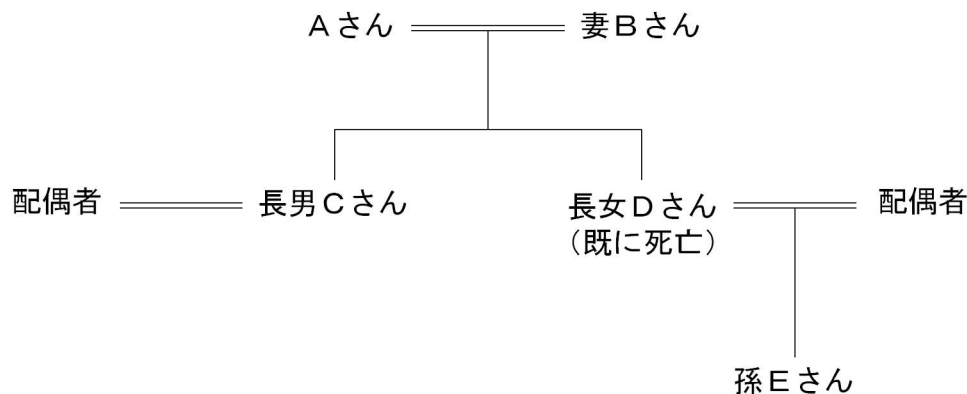
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）は、自宅で妻Bさん（66歳）および長男Cさん（43歳）夫妻と同居している。Aさんは、2年後をめどに、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定であり、将来、長男CさんにはX社に有償で貸し付けているX社本社建物とその敷地を相続させ、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させるつもりでいる。

なお、長女Dさんは、半年前に病気で死亡しており、Aさんは、大学への進学を希望している孫Eさん（17歳）のために教育資金等の援助をしたいと思っている。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	:	7,500万円
X社株式	:	1億2,000万円
自宅敷地（300㎡）	:	4,800万円（注）
自宅建物	:	1,200万円
X社本社敷地（500㎡）	:	8,000万円（注）
X社本社建物	:	2,500万円

合計 3億6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続・事業承継等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「円滑な遺産分割を行うため、遺言書の作成をお勧めします。Aさんが自筆証書遺言を作成する場合、（ ① ）における保管制度を活用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができます」
- II 「長男CさんがX社本社建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額8,000万円）について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は（ ② ）万円となります。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（ ③ ）」
- III 「長女DさんはAさんの相続開始前に死亡しているため、孫EさんはAさんの相続において代襲相続人となります。孫Eさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象と（ ④ ）」

〈語句群〉

イ. 1,600 ロ. 2,880 ハ. 4,000 ニ. 家庭裁判所 ホ. 法務局
 ヘ. 公証役場 ト. なります チ. なりません
 リ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます
 ヌ. 適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

解答・解説

- I 「…（① ホ 法務局）における保管制度を活用することで…」
- II 「…相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は（② ロ. 2,880）万円となります。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（③ リ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます）」

本社敷地 400㎡まで $8,000\text{万円} \times (400\text{㎡} / 500\text{㎡}) \times (1 - 80\%) = 1,280\text{万円}$

400㎡以上 $8,000\text{万円} \times (100\text{㎡} / 500\text{㎡}) = 1,600\text{万円}$

合計 2,880万円

- III 「長女DさんはAさんの相続開始前に死亡しているため、孫EさんはAさんの相続において代襲相続人となります。孫Eさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象と（④ チ. なりません）」

《問14》 孫EさんがAさんから「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）の適用を受けて教育資金の贈与を受けた場合に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「孫Eさんが本制度の適用を受けて取得した教育資金は、1,500万円を限度に贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」
- ② 「Aさんが教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が1億円を超えるときは、孫Eさんは、その年齢にかかわらず、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額を相続により取得したものとみなされます」
- ③ 「受贈者である孫Eさんが23歳に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額は、孫Eさんが23歳に達した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます」

解答・解説

○①

×② 相続税の課税価格の合計額とは無関係。管理残高が相続税の課税対象となる。

ただし、23歳未満の場合、在学中、教育訓練を受講中の場合には課税されない。

×③ 23歳ではなく30歳

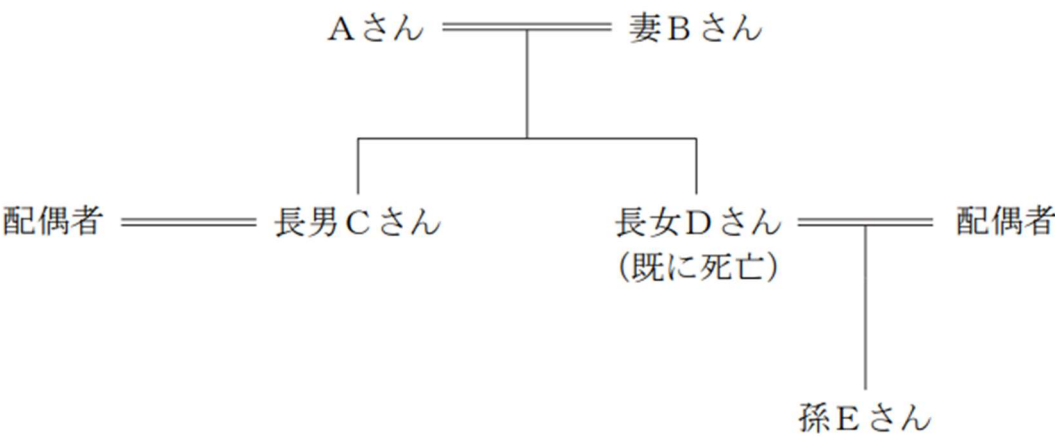
《問15》 現時点（2024年5月26日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は2億3,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		2億3,000万円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん		□□□万円
長男Cさん		□□□万円
孫Eさん		(②) 万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円

解答・解説



法定相続人は妻B、長男C、孫Eの3人なので
基礎控除＝3000万円＋600万円×3人＝4,800万円（①）

① 4,800（万円）

	法定相続 割合	課税遺産	相続税の総額の 基となる税額
妻B	1/2	1億1500万円	1億1500万円×40%-1,700万円＝2900万円
長男C	1/4	5,750万円	5,750万円×30%-700万円＝②1,025万円
孫E	1/4	5,750万円	1,025万円
		2億3000万円	③4,950万円